

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月27日
【会社名】	株式会社ビジネス・ブレイクスルー
【英訳名】	BUSINESS BREAKTHROUGH, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大前 研一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町 1 番 7 号
【電話番号】	03-5860-5530
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 伊藤 泰史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町 1 番 7 号
【電話番号】	03-5860-5530
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 伊藤 泰史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 142,715,280円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年11月20日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	326,000株	完全議決権株式であり、株主内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成27年11月27日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 本募集とは別に、平成27年11月27日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式1,356,000株の新株式発行に係る一般募集及び当社普通株式568,000株の自己株式の処分に係る一般募集(以下「一般募集」という。)並びに当社普通株式250,000株の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を予定しておりますが、その需要状況等を勘案し、326,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である大前研一(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、S M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年12月7日(月)から平成27年12月10日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

- 3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	326,000株	142,715,280	71,357,640
一般募集			
計(総発行株式)	326,000株	142,715,280	71,357,640

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してS M B C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C日興証券株式会社	
割当株数		326,000株	
払込金額		142,715,280円	
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本の額	100億円	
	事業の内容	金融商品取引業等	
	大株主	株式会社三井住友銀行 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成27年10月31日現在)	
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成27年10月31日現在)	7,800株
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 発行価額の総額は、払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成28年1月15日(金) (注)2	該当事項はあ りません	平成28年1月18日(月) (注)2

(注)1 発行価格及び資本組入額については、発行価格等決定日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。

2 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、一般募集における申込期間の繰り上がりに応じて繰り上げることがあります。申込期間が最も繰り上がった場合は「平成28年1月13日(水)」となり、払込期日が最も繰り上がった場合は「平成28年1月14日(木)」となりますのでご注意ください。

3 全株式をS M B C日興証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

4 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ビジネス・ブレイクスルー 本社	東京都千代田区六番町1番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂3丁目3番5号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
142,715,280	1,442,000	141,273,280

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年11月20日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限141,273,280円(本第三者割当増資における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額829,855,720円と合わせて、手取概算額合計上限971,129,000円について、平成28年3月末までに815,000,000円を当社連結子会社である株式会社アオパインターナショナルエデュケイショナルシステムズへの投融資資金に、平成29年3月末までに58,000,000円を遠隔教育システムの機能強化に係る設備投資資金に、95,000,000円をCRMシステム(顧客管理システム)の新設に係る設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は平成28年3月末までに金融機関からの長期借入金の返済に充当する予定であります。

投融資先の使途については、株式会社アオパインターナショナルエデュケイショナルシステムズによるSummerhill International株式会社の全株式の取得のために、金融機関から借り入れた短期借入金の返済に800,000,000円を、「アオパジャパン・インターナショナルスクール」(光が丘キャンパス)の校舎の改修に係る設備投資資金に15,000,000円を充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設 及び（2）重要な設備の改修」は、本有価証券届出書提出日（平成27年11月27日）現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成27年10月31日現在）、以下のとおりとなっています。

（1）重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社 麹町オフィス	東京都 千代田区	・マネジメント教育 サービス ・経営コンテンツメ ディアサービス	遠隔教育シス テム開発等	92,198	34,000	増資資金、自己 株式の処分資金 及び自己資金	平成27.4	平成28.3	-
提出会社 麹町オフィス	東京都 千代田区	・インターナシヨ ナルスクール ・その他	CRMシステム	100,000	-	増資資金、自己 株式の処分資金 及び自己資金	平成28.4	平成29.3	-

（2）重要な設備の改修

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
(株)アオバ インターナ ショナルエ デュケーシ ョナルシス テム ズ	東京都 練馬区	インターナシヨ ナル スクール	校舎の改修及 び備品の購入	44,470	28,000	当社からの投融 資資金、自己資 金	平成27.4	平成28.3	-

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月27日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

1（平成27年7月3日提出の臨時報告書）

平成27年6月25日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

- ・当社普通株式1株につき金5円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

（1）事業内容の多様化に対応するためを事業目的を追加する。

（2）取締役及び監査役として適切な人材の招聘を可能とし、また期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、取締役会決議によって取締役決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲で免除できる旨の規定を新設する。また、同様の理由により、会社法第427条1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

（3）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、大前研一、伊藤泰史、政元竜彦、徳永裕司、柴田巖、門永宗之助、廣瀬光雄、宇田左近、鈴木尚、寺岡和治の10氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	78,377	96	-	(注)1	可決 93.80
第2号議案	78,411	64	-	(注)2	可決 93.84
第3号議案				(注)3	
大前 研一	78,397	78	-		可決 93.82
伊藤 泰史	78,399	76	-		可決 93.82
政元 竜彦	78,399	76	-		可決 93.82
徳永 裕司	78,399	76	-		可決 93.82
柴田 巖	78,399	76	-		可決 93.82
門永 宗之助	78,397	78	-		可決 93.82
廣瀬 光雄	78,337	138	-		可決 93.75
宇田 左近	78,397	78	-		可決 93.82
鈴木 尚	78,399	76	-		可決 93.82
寺岡 和治	78,393	82	-		可決 93.82

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2(平成27年10月23日提出の臨時報告書)

当社及び当社の連結子会社である株式会社アオバイナーナショナルエデュケイショナルシステムズは、平成27年10月22日の両社取締役会において、株式会社アオバイナーナショナルエデュケイショナルシステムズが子会社を取得することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(1) 子会社取得の決定に関する事項

以下の連結子会社は、平成27年10月22日の取締役会において、子会社取得を決議いたしました。

名称	株式会社アオバイナーナショナルエデュケイショナルシステムズ
住所	東京都練馬区光が丘七丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 柴田 巖

(2) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Summerhill International株式会社
本店の所在地	東京都港区元麻布二丁目13番8号
代表者の氏名	代表取締役 デグチ・モニク
資本金の額	3百万円(平成27年3月31日現在)
純資産の額	112百万円(平成27年3月31日現在)
総資産の額	207百万円(平成27年3月31日現在)
事業の内容	幼児教育塾の運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単位:百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
売上高	183	206	237
営業利益	41	33	57
経常利益	45	38	62
当期純利益	27	24	39

提出会社及び当該連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社及び当該連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

本株式取得の目的は、当社インターナショナルスクール事業における世界標準の幼児教育拠点の首都圏最重要地区への拡大、健全な黒字事業取得による連結ベースでの増収増益への早期貢献、ブランド価値やカリキュラムの向上等における子会社間の相乗効果の実現にあります。

当社連結子会社である株式会社アオバイナーナショナルエデュケイショナルシステムズ(以下、AJIS)は、昭和51年(1976年)に「アオバジャパン・インターナショナルスクール」を設立いたしました。平成25年10月の当社による株式取得後は、幼少期から国際色豊かな学習環境下において、グローバル・リーダーシップ、日英等の複数の言語を駆使するコミュニケーション能力、論理的に思考し問題を解決する力、よりよい社会のためにイノベーションを起こす起業家精神、リスクを取って新たなことへ挑戦するマインドと行動力の「5つのコアバリュー」をカリキュラムの要諦とし、数十年後の未来社会におけるグローバ

ルリーダーや、地球規模で活躍できる人材の育成を目指して、1歳から高校生までの共学一貫校を運営しております。

同校は、グローバル教育における世界標準を全てのキャンパスで確立すべく、国際バカロレア（IB）の導入を積極的に推進しております。平成27年6月、同年7月において、IBのディプロマ・プログラム（DP）と初等教育プログラム（PYP）の認証校となりました。また、残る中等教育プログラム（MYP）につきましても、既に平成26年9月に公式候補校となりました。

また、AJISの子会社である現代幼児基礎教育開発株式会社の運営する「JCQバイリンガル幼稚園（以下「JCQ」）」も、設立以来、日本人を主対象に日英のバイリンガル教育を提供する幼児教育機関として晴海地区で実績を積み重ねてまいりましたが、平成27年9月1日付けでIB初等教育プログラム（PYP）の公式候補校となりました。

このように当社グループは、アオバジャパン・インターナショナルスクール及びJCQバイリンガル幼稚園の全拠点において世界標準の教育を提供すべく、IB教育に関する国内外のベストプラクティスを研究・導入し、国内市場に留まらず世界規模で優秀な教員の採用を推進する等、IBカリキュラムの推進に積極的に取り組んでおります。こうした取り組みを通じて、グローバル教育における最先端校（リーディング・スクール）となることを目指しております。

一方、Summerhill International株式会社は、東京都港区麻布エリアにおいて昭和37年（1962年）に設立された前身のJACインターナショナルスクールから通算50年以上の歴史をもつ「サマーヒルインターナショナルスクール（Summerhill International School）（以下、SH）」を運営しております。SHは、1歳から6歳までを対象に英語によるグローバル教育に早くから取り組み、国内におけるインターナショナルスクールの最激戦区として知られる広尾・麻布地区において、屈指の知名度と実績を確立してきました。その教育理念である「Play-based Learning（遊びの中から学ぶ）」をもとに、20カ国以上の国籍の生徒が集う国際的な環境のもとで、英語他の語学教育に加え、知育・体育・情操教育等バランスのとれたカリキュラムを提供する同校の体験・探求型プログラムは、極めて高い評価を獲得しております。同時に、多様性を受け入れ、グローバルマインドを醸成し、多言語でのコミュニケーション力と論理的思考力を育成するIBの教育理念や探求型カリキュラムとも多くの点で共通項を持っております。

本株式の取得により、インターナショナルスクール事業の幼児教育の拠点は、現在の3拠点（目黒区青葉台、中央区晴海、練馬区光が丘）に港区広尾・麻布地区が加わり、合計4箇所となります。これによって、世界標準の幼児教育の提供体制・地域をより一層拡大し、また、中期的には子会社AJISの運営する「アオバジャパン・インターナショナルスクール」の初等教育部門との教育上、事業上の相乗効果が十分期待できると考えております。

当社は、グループ全体で取り組む「世界で活躍できるグローバルリーダーの育成」のために、今後更にインターナショナルスクール事業の強化を図り、また当社自身が提供する高等教育・社会人教育との連携を強化する事により、1歳から大学院、ビジネスパーソン、経営者までをもカバーする「生涯教育のプラットフォーム」として事業発展を目指してまいります。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Summerhill International株式会社の普通株式	920百万円
アドバイザー費用等（概算額）	5百万円
合計（概算額）	925百万円

3 対処すべき課題及び事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）及び四半期報告書（第18期事業年度第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月27日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成27年11月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[対処すべき課題]

当社グループでは、今後もさらに事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していくうえで、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでまいります。

(1) 国際バカロレア (IB) の普及・拡大

当社グループが、今後インターナショナルスクール事業の業容拡大を目指すためには、「アオバジャパン・インターナショナルスクール(以下、AJISという。)」が既に認証取得しているCIS、NEASCに留まらず、国際的に認められている大学入学資格の一つである国際バカロレア (IB) の取得による先駆的な教育プログラムの提供が重要なものとなります。今後は、AJISのサテライトキャンパスの拡大とIBカリキュラムの導入を推進し、インターナショナルスクール事業の一層の収益拡大に努めてまいります。

(2) 法人営業の強化

当社グループの収益拡大のためには、限られた経営資源を集中する必要があります。このため当社グループでは、企業全体のマネジメント教育を「新人から社長まで」一括して引き受けられるよう大型提案に経営資源を集中する等、法人営業を強化していく方針であります。具体的には、顧客企業の人事教育制度そのものに当社グループが提供するマネジメント教育のプログラムが採用されるよう各種各様のニーズに対して、コンテンツと遠隔教育システムのバリエーションの拡充と品質のさらなる向上・維持によって応えてまいります。また、トップマネジメント層を対象とする研修の実施や顧客企業による研修利用が可能な集合研修施設の活用による、当社グループのマネジメント教育事業の一層の普及を図り、収益拡大に努めてまいります。

(3) 遠隔教育システムの開発

当社グループが、今後遠隔型マネジメント教育事業の業態拡大を目指すためには、遠隔教育システムとコンテンツの親和性が非常に重要なものとなります。今後は独自で設計開発してきた遠隔教育システムのプラットフォームである“AirCampus®(遠隔型学習環境統合システム)”を機能の強化及び学習支援の運用も含め、より充実させてまいります。

(4) 人材の確保と育成

当社グループの事業拡大には、優秀な人材の確保と育成が欠かせません。当社グループでは、目的達成のために主体的かつ積極的に行動できる起業家的な人材の確保、当社グループの企業カルチャーと企業ミッションを共有化できる人材の育成が課題と考えております。

[事業等のリスク]

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避、発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本有価証券届出書提出日(平成27年11月27日)現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

インターネット普及について

当社は、インターネットを利用した遠隔教育事業を展開しており、インターネットへの常時高速接続環境が年々整備されてきていることは、当社の事業展開の追い風となっております。これまでのところ、日本国内におけるインターネット利用人口につきましては、平成26年末の日本国内の利用者数は10,018万人に達しております。また、世帯におけるブロードバンド(高速インターネット回線)利用率も平成26年末において97.4%まで高まりをみせております(総務省「平成26年通信利用動向調査」)。しかしながら、インターネットの普及に伴う弊害の発生、利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後インターネット利用者の順調な増加が見られない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、インターネットの普及が今後も進んだ場合であっても、当社が同様のペースで順調に成長しない可能性があります。

遠隔型教育市場について

当社は、インターネットや衛星放送を活用した遠隔型マネジメント教育事業を営んでおりますが、当社としては、今後遠隔教育市場が拡大するものと見込んでおります。しかしながら、遠隔教育市場の順調な成長が見られない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

競合について

社会人を対象としたマネジメント教育に関しては、民間の研修会社、コンサルティングファーム、シンクタンク系企業に加え、独立行政法人化による大学の社会人教育への進出が急速に伸びてきており、今後競争が激しくなるものと認識しております。また、国内だけではなく国外からも競争相手が出現することにより、価格・サービス競争が激化することも予想されます。このため、当社のコンテンツ制作や遠隔教育システム等が競合企業と

比べ優位性を維持できない場合や、価格・サービス競争に適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

電波法

当社が、衛星放送番組を提供するために、放送電波を地球局から放送衛星局のトランスポンダ(人工衛星に搭載された電波中継器)にアップリンク(地上の送信設備から通信衛星への送信)し、視聴者へダウンリンク(通信衛星から地上の受信設備への送信)する必要があります。地球局と放送衛星局との放送電波の無線伝送に関しては、電波法の定めがあります。電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としております。当社は、同法に関わる業務を株式会社スカパー・ブロードバンドキャストに業務委託しております。しかしながら、今後の法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。

キャリア教育推進特区と構造改革特別区域法

当社は、東京都千代田区が、構造改革特別区域法に基づいて平成15年10月24日に内閣総理大臣から認定を受けた構造改革特別区域計画「キャリア教育推進特区」を利用して、ビジネス・ブレイクスルー大学を設置し、当大学の経営を行っております。このキャリア教育推進特区では、東京都千代田区が同区全域を範囲として、株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認め、従来の学校教育と実社会を結び付け、高い専門性を持った人材の輩出、地元企業との連携の充実、雇用や消費の拡大等、地域社会・経済の活性化を図ることを目的としており、学校設置会社による学校設置の特例措置が設けられております。今後、これらの法制度の変更等が行われた場合には、当社の事業展開に何らかの法的規制や制約等を新たに受ける可能性があり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

大学設置基準について

当社は、学校教育法に定める大学として、大学設置基準に基づき文部科学省より大学の設置の認可を取得し、ビジネス・ブレイクスルー大学を運営しております。設置基準は、大学設置基準の他に、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及び大学通信教育設置基準が定められております。各設置基準は、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めることとされております。

今後、当社が何らかの理由により上記設置基準の水準を満たすことができなくなり大学の認可を取り消された場合、又は、当該法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受けた場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

「教育訓練給付制度」の動向

当社のビジネス・ブレイクスルー大学大学院は、平成17年10月1日に雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の教育訓練講座に指定され、同日以降の入学生は本制度の適用対象となっております。教育訓練給付金は、要件に該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が3年以上であるときに、支給するものであります。

当社に関連する雇用保険法の給付制度は、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とするものであり、今後の法制度等の変更によっては、当社の事業展開に何らかの法的規制等を受け、当社の業績に影響を与える可能性があります。

個人情報保護法

当社は、個人情報を含む多数の顧客情報を保有及び管理しております。当社はこれらの情報資産の適切な管理に最大限の注意を払っており、また、平成17年4月に完全施行された個人情報の保護に関する法律やこれに関連する総務省及び経済産業省制定のガイドラインの要求事項遵守に努めております。しかしながら、外部からの不正アクセス、システム運用における人的過失、従業員の故意等による顧客情報の漏洩、消失、改竄又は不正利用等が発生し、当社がそのような事態に適切に対応できず信用失墜又は損害賠償による損失が生じた場合には、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 当社の事業について

技術、システム面のリスクについて

システム障害について

当社のサービス内容は、コンピューター及びインターネット技術に密接に関連しており、障害の兆候が見受けられる時や障害が発生した時には、携帯電話のメール等により当社の監視要員に通知する体制を整えております。しかしながら、当社のサービスは、通信事業者が運営する通信ネットワークに依存しており、電力供給不足、災害や事故等によって通信ネットワークやサーバーが利用できなくなった場合、コンピュータウイルスによる被害にあった場合、あるいは自社開発のサーバ・ソフトウェアに不具合が生じた場合等によって、当社のサービスの提供が不可能となる可能性があります。また、当社のサービスでは、衛星放送を利用した番組放映サービスがありますが、災害や事故等によって人工衛星の不具合が生じた場合、地球局から人工衛星に電波を伝送する施設に障害があった場合等によって番組放映サービスの提供が不可能となる可能性があります。こ

のような事態が発生した場合には、顧客等から損害賠償の請求や当社の社会的信用を失う可能性等があり、当社の事業に重大な影響を与える可能性があります。

セキュリティについて

当社はハッカーやコンピュータウイルス等に備えるため、ネットワーク監視システム及びセキュリティシステムを構築しておりますが、外部からの不正な手段によるサーバー内の侵入などの犯罪や従業員の過誤等により顧客の個人情報等重要なデータが消去又は不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が発生した場合には損害賠償の請求を受ける可能性があり、また当社の社会的な信用を失うことになり、当社の事業及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

技術の進展等について

当社のサービス内容は、コンピューター及びインターネット技術に密接に関連しております。当社では、適宜新しいシステム技術やセキュリティ関連技術等を取り入れながらシステムの構築、運営を行い、サービス水準を維持、向上させております。

しかしながら、これらコンピューター及びインターネットの分野での技術革新のスピードは著しいものがあり、当社の想定していない新しい技術の普及等により技術環境が急激に変化した場合、当社の技術等が対応できず、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。また、変化に対応するための費用が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社が各種サービスを展開するにあたっては、講師その他第三者に帰属する著作権等の知的財産権、肖像権等を侵害しないよう、楽曲・写真・映像等を利用する際には、事前に権利関係を調査するなど細心の注意を払っております。しかしながら、万が一、講師その他第三者の知的財産権、肖像権等を侵害した場合には、多額の損害賠償責任を負う可能性があります。

当社が各種サービスを展開するにあたっては、当社の持つ知的財産権等を侵害されないよう、映像コンテンツにはDRM()を実装し、不正コピー等が行われないよう対策を講じており、また、各種オークションサイトに当社製品が出展されていないか定期的に確認するなど、細心の注意を払っております。しかしながら、他者からの侵害を把握しきれない、もしくは適切な対応ができない場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

DRM(Digital Rights Management、デジタル著作権管理)

音声・映像ファイルにかけられる複製の制限技術や画像ファイルの電子透かし等のデジタルデータの著作権を保護する技術

講師の確保について

当社のコンテンツ制作にあたっては、最新の経済・経営の諸問題等をテーマとして取り上げると共に、適確な見識をもって講義を行うことができる講師が必要となります。現時点において当社では、これらの講師を確保し、継続してコンテンツを企画・制作して提供できているものと認識しております。

当社は、引き続きこれらの講師の確保に努めていく方針ですが、今後、将来において、当社が求める適確な見識をもって講義を行うことができる講師を適切な契約条件によって確保できなくなった場合、当社のコンテンツ制作に重大な支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ビジネス・ブレイクスルー大学について

当社は、東京都千代田区が構造改革特別区域法に基づき、キャリア教育推進特区として内閣総理大臣から認定を受け、同区において株式会社による大学・専門職大学院の設置が可能になったことから、文部科学省にビジネス・ブレイクスルー大学院大学(専門職大学院、現ビジネス・ブレイクスルー大学大学院)の設置申請を行い、平成16年11月30日に認可を取得し、平成17年4月1日に開学いたしました。また、平成22年4月1日には、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部を開学しております。

当社は、当大学設置にあたって千代田区のキャリア教育推進特区を利用していることから、在学生の修学を維持するため、優先的に経営資源を投入するなどの最大限の経営努力を行うこと、大学の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められるときは、以降の在学を希望しない学生に対して、残余の期間分の授業料を返還すること、大学の経営が不安定となり、継続が危ぶまれるときに、受講生が他の大学で就学を保証する為、授業料等返還のため預金等の措置を講ずるべき義務があること等を定めた協定書を千代田区と締結しております。

この協定書を遵守するため当社では、当大学の経営のために優先的に経営資源を投入するなどの経営努力を行っていく方針ですが、一方、当社はこの方針によって当社の営む他のサービスに悪影響を及ぼさないよう万全の留意を払い、経営努力を行っていく方針であります。しかしながら、これら当社の経営努力がうまくいかず、結果として当社の営む他のサービスに影響が及び、当社の業績に影響を与える可能性があります。また本協定書に違反したと判断された場合や、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準及び大学通信教育設置基準に規定される設置基準を満たさなくなった場合、協定書の更新を拒絶された場合は、キャリア教育推進特区における規制の特例措置を受けることができなくなり、文部科学省より本大学の設置許可を取り消される可能性や学校の閉鎖命令・勧告を受ける可能性があり、その結果、当社の業績に影響を与える可能性があります。

当大学では教授会を設置し、教育研究の計画、立案に関する事項、教育課程及び授業科目に関する事項等、当大学の教育研究に関することについては全て教授会で審議を経た上で学長あるいは大学経営陣が決定することになっております。但し、大学の校地、校舎及び設備等に関わる投資など当社の経営全般に関わる重要な事項については、当社の取締役会で意思決定することになっております。

インターナショナルスクール事業について

当社グループは、平成25年10月、アオバジャパン・インターナショナルスクールを運営する(株)アオバインターナショナルエデュケーションシステムズを子会社化し、インターナショナルスクール事業に進出いたしました。当該事業においては、英語で経営ができる教学経営陣、世界標準を満たすカリキュラムと認証取得、教員組織、教育の質を保证する仕組み、多様な国籍で構成される父兄や関係者との良好なコミュニティの醸成などを整備する必要があります。当社グループがこれらの経営要素に関して一定の水準を維持できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

企業買収、事業提携について

当社グループは、事業拡大の手段の一として企業買収や戦略的提携を行う可能性があります。企業買収や提携の実施に際しては、適切なデューデリジェンス、検討のもとに実施に移すなどリスク回避に努めております。しかしながら、当初期待した成果が実現されない場合、買収後に偶発債務の発生や未認識債務が判明した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

減損会計が適用されるリスクについて

当社グループでは、連結貸借対照表に保有する土地、建物、のれん等を計上しております。各事業の収益性が著しく低下した場合、これらの資産について減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制について

代表取締役社長への依存及び当社の事業推進体制について

当社の代表取締役社長である大前研一は、当社の創業者であり、設立時より最高経営責任者であります。同氏は、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、現在においても経営方針や事業戦略等の立案及び決定を始め、取引先やその他各分野に渡る人脈など、当社の事業推進の中心的役割を担っており、当社における同氏への依存度は高いものとなっております。

このため当社では、取締役会や経営会議等において、その他の役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、現時点においては、何らかの理由により同氏が当社の経営者として業務遂行が継続出来なくなった場合には、当社の業績及び今後の事業推進に重大な影響を与える可能性があります。

人材の確保と育成について

今後の業容の拡大及び業務内容の多様化に対応して、優秀な人材を適切な時期に確保する必要があります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社の事業活動に支障が生じ、業績に悪影響を与える可能性があります。

小規模組織における管理体制について

当社は、平成27年10月31日現在、取締役10名(内5名は非常勤)、監査役3名(内2名は非常勤)、従業員116名と小規模組織にて運営しており、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社では今後、業容の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充を図る予定であります。しかしながら、業容の拡大に応じた組織整備や内部管理体制の拡充が順調に進まなかった場合には、当社の業務に支障が生じ、業績及び今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

(4) その他

潜在株式について

当社は、取締役、監査役、使用人及び番組講師等の協力者に対して、新株予約権(以下、ストック・オプションという。)を付与しており、平成27年10月末現在、ストック・オプションによる潜在株式数は605,000株であり、発行済株式数の4.8%に相当しております。これら潜在株式数の状況については、当社が営む遠隔型マネジメント教育事業を推進するにあたっては、当社役員及び従業員はもとより、社外の協力者から協力を得ることが必要不可欠であった結果であります。また、今後も継続的に新株予約権を発行、付与する可能性があります。

現在付与しているストック・オプション及び今後付与される新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄する可能性があります。また、当社株式の株価の状況によっては、需給バランスの変動が発生し、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

当社役員の個人的活動について

当社の代表取締役社長である大前研一は、当社を設立する以前から執筆活動あるいは講演活動等を行っており、今後も当社の業務に支障が無い範囲で執筆活動あるいは講演活動等の個人的な活動を行う場合があります。また当社が社外から招聘した役員についても、同じように執筆活動あるいは講演活動等の個人的な活動を行う場合があります。同氏や当社が社外から招聘した役員の個人的活動によって得た収入は、各々の個人に帰属することになっております。これら同氏や当社が社外から招聘した役員の個人的な活動による評判やイメージが当社のブランドイメージや風評に影響する可能性があります。

当社代表取締役の役員兼任について

当社の代表取締役社長である大前研一は、当社の業務に支障が無い範囲で他の会社の非常勤取締役等を兼任しております。これまで同氏の他の会社の非常勤取締役等の兼任が、当社の業務において支障となったことはありませんが、今後、将来において当該他の会社で事故、事件、不祥事、経営の資産の状態等の著しい悪化等が発生した場合には、同氏の兼任する非常勤取締役等の責任の範囲に限り対応が必要となり、当社の事業、経営成績及び財政状態等に重大な影響を与える可能性があります。

コンテンツ出演者の不祥事・風評等について

当社は、講師やキャスター等といった当社コンテンツの出演者が、事故、事件、不祥事等を起こした場合又は巻き込まれた場合、風説、風評及び報道等が為された場合等には、適切に対応することが必要となります。その結果、これまで蓄積してきたコンテンツにおいて、該当する出演者が出演するコンテンツは使用できなくなったり、今後、新たなコンテンツの制作に支障が生じたりした場合には、当社の業績等に影響を与える可能性があります。また、これらの発生事象に対し、当社が適切に対応できなかった場合、当社対応の如何に関わらず、当社にとって悪影響のある形で当該発生事象が投資家、マスコミ報道、インターネット、その他社会一般に広まった場合等には、当社のブランドイメージ等が損なわれ、当社の業績等に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第2四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右近 隆也

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルー及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ビジネス・ブレイクスルーが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 ビジネス・ブレイクスルー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	手塚正彦
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近隆也
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月5日

株式会社ビジネス・ブレイクスルー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 正彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジネス・ブレイクスルーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビジネス・ブレイクスルー及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズは、平成27年10月22日の取締役会において、Summerhill International株式会社の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付で株式を取得した。

2 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社アオバインターナショナルエデュケイショナルシステムズは、平成27年10月29日に多額な資金の借入を実行している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。